

I. 基本的考え方

1. 年末にパリで開催されるCOP21では、すべての主要排出国の参加のもと、経済と両立する公平で実効ある国際枠組みについて合意することが強く求められる。
2. 温室効果ガスの削減は、経済活動や国民生活に多大な影響を与えることから、各国とも厳しい姿勢で交渉に臨む。わが国政府は国益を十分踏まえつつ、各国の合意が得られるよう、国際交渉に貢献すべき。

II. 具体的施策

1. すべての主要排出国が参加する公平で実効ある国際枠組みの実現（国連プロセス）

(1) すべての主要排出国の参加

- ① 京都議定書の教訓を活かすべき。
- ② 米国・中国を含む、すべての主要排出国の参加を確保すべき。
- ③ そのため、以下が重要。
 - (a) 各国が主体的に目標を設定する仕組みとする
 - (b) 各国の最終的な「約束」の位置付けについて、柔軟性を確保し、法的義務を課さない

(2) 国際レビューの実施

- ① 実効性・国際的公平性確保のため、先進国・新興国・途上国共通のレビューを実施。
- ② セクター別エネルギー効率や限界削減費用など、多角的な視点から実施。

(3) 地球規模の低炭素型技術等の普及を促す環境整備

- ◇ 地球規模での温室効果ガスの削減を進めるため、国際貢献や、革新的技術開発への取組みが評価されるようにすべき。

2. 多層的な国際推進体制の構築

○ 国連以外の様々な場を活用し、気候変動対策を推進

- G7（来年5月に伊勢志摩で開催）
- G20
- MEF（エネルギー安全保障と気候変動に関する主要経済国会議）
- ICEF（日本政府が主催する温暖化問題解決のイノベーションについて産官学のリーダーが議論する国際会議） など

3. 今後の国内対策のあり方

(1) 「低炭素社会実行計画」

- ① 政府は「経団連低炭素社会実行計画」を経済界の対策の柱に位置づけ、この取組みを後押しすべき。
- ② 経団連は、引き続き「低炭素社会実行計画」を着実に推進。

(2) 規制的手法

- ① 活力ある経済社会の実現を阻害する規制的手法は導入すべきでない。
- ② 環境アセスメント法をCO2排出対策に用いるべきでない。

(3) 部門・対策毎のPDCAの実施